563	削除
564	削除
［565～880　略］	

［２～４　略］

563	(1)　千葉県八千代市大和田新田775―２　(90.10) (2)　千葉県鎌ヶ谷市初富字林跡928―849　(66.20)	北緯35度44分08秒東経140度05分06秒の地点と北緯35度46分31秒東経140度01分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
564	(1)　千葉県勝浦市大字花里字花里54　(203.80) (2)　千葉県市原市米原字清水谷2580―８　(168.50)	北緯35度12分52秒東経140度18分49秒の地点と北緯35度18分32秒東経140度13分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［565～880　同左］		

［２～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

七　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～152　略］		
153	削除	
［154～157　略］		

［２～４　略］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～152　同左］		
153	(1)　新潟県新発田市大字佐々木字山ノ内1794番地４　(55.90) (2)　新潟県新潟市北区木崎字見国山2938番地４　(53.20)	北緯37度56分44秒東経139度15分11秒の地点と北緯37度56分29秒東経139度11分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［154～157　同左］		

［２～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

八　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［1　略］	［1　同左］
2　放送業務用伝搬障害防止区域	2　［同左］

1	削除	
	(1)　北海道釧路市幣舞町３番８号　(55.70)	北緯42度58分44秒東経144度23分32秒の地点と北緯42度58分43秒東経144度23分40秒の地点を結ぶ